

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月30日

高知県知事

殿



提出者

住所 高知県須崎市桑田山乙3番地  
氏名 白石工業株式会社 土佐工場  
工場長 山内 謙  
電話番号 0889-45-0711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	白石工業株式会社 土佐工場
事業場の所在地	高知県須崎市桑田山乙3番地
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

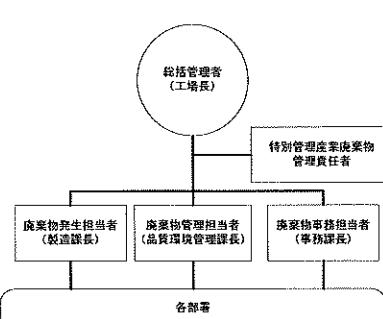
①事業の種類	化学工業
②事業の規模	製品出荷量： 26,136t (令和3年度実績)
③従業員数	37名(3月末日)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>○汚泥 弊社では炭酸カルシウム製造工程における、製品粕・未回収品が発生する。それらを産業廃棄物の「汚泥」として、セメント製造会社に処理の委託を行いセメント原料として再生利用をされている。</p> <p>○廃プラスチック・木くず 炭酸カルシウム製品の包装資材等により発生した、廃棄物を「廃プラスチック及び木くず」として、セメント会社もしくは中間処理業者に依頼し、セメント製造会社における燃料として再生利用を行っている。</p>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



役務	総括責任者	① 廃棄物処理方針の策定 ② 廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
	特別管理産業廃棄物管理責任者	事業場内で発生する特別管理産業廃棄物の適正保管・処理に関する管理業務
	廃棄物担当（発生）	① 産業廃棄物処理計画の作成 ② 産業廃棄物の発生処理状況の把握 ③ 産業廃棄物の発生抑制・改善に関する事項の検討
	廃棄物担当（管理）	① 産業廃棄物処理計画の作成 ② 産業廃棄物発生状況の調査 ③ 産業廃棄物の適正処理に関する調査
	廃棄物担当（事務）	① 産業廃棄物処理計画の作成 ② 産業廃棄物管理表（マニフェスト）の発行 ③ マニフェストの管理・集計 ④ 監督官庁への各種報告 ⑤ 産業廃棄物の処理に関する契約業務 ⑥ 社員・関係会社への廃棄物の適正処理に関する教育

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①・現状	【前年度（令和3年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	がれき	ガラスくず	木くず	廃油
	排出量	8,912t	21.78t			7.0t	0
(これまでに実施した取組)							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	木くず	廃油		
	排 出 量	8,900 t	18.0t	5.0t	1.0t		
(今後実施する予定の取組)							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	排出される廃棄物に関して再生利用可能な状態への分別に取り組んでいる。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	今後も場内で発生する不要物に関して、分別に取り組むとともに廃棄物の発生量削減に努める。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	木くず	廃油
	全処理委託量	8,900t	18.0t	5.0t	1.0t
	優良認定処理業者への 処理委託量	--	--	--	--
	再生利用業者への 処理委託量	8,900t	18.0t	5.0t	1.0t
	認定熱回収業者への 処理委託量	--	--	--	--
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量					
(今後実施する予定の取組)					
環境への影響を最小限に抑えるため、発生抑制、再利用に取り組み、 再利用できないものは廃棄物として排出するも処理業者について再生利用業者を出来る限り選択し委託処理を行っていく。					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。